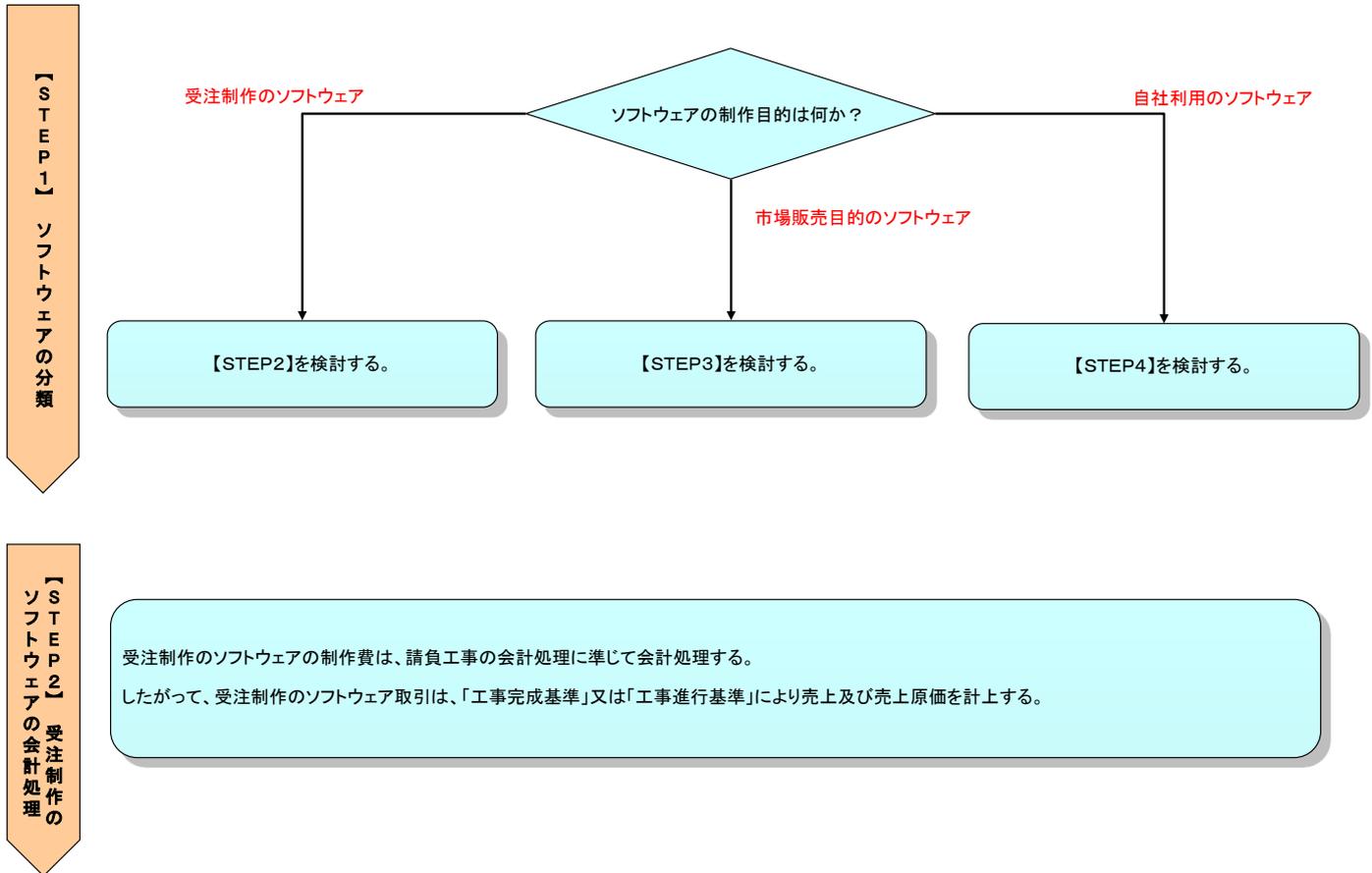


フロー・チャートを使って学ぶ会計実務【第34回】「ソフトウェア」

(※ソフトウェアに関する全ての論点を取り扱っているわけではありません。)



フロー・チャートを使って学ぶ会計実務【第34回】「ソフトウェア」

(※ソフトウェアに関する全ての論点を取り扱っているわけではありません。)

【STEP3】市場販売目的のソフトウェアの会計処理

(1) 最初に製品化された製品マスター完成までの会計処理

市場販売目的のソフトウェアの制作に係る研究開発の終了時点は、製品番号を付すこと等により販売の意思が明らかにされた製品マスター、すなわち「最初に製品化された製品マスター」の完成時点である。

最初に製品化された製品マスターが完成する時点までの制作活動は研究開発と考えられるため、ここまでで発生した費用は「研究開発費」として発生時に費用処理する。

研究開発費は、当期製造費用として処理されたものを除き、一般管理費に表示する(以下も同様)。

(2) 最初に製品化された製品マスター完成後の会計処理

① 資産計上又は費用処理

項目	内容	会計処理
製品マスター又は購入したソフトウェアの機能の改良・強化を行う制作活動(著しい改良を除く)のための費用	ソフトウェアの機能の追加又は操作性の向上等のための費用	製品マスター又は購入したソフトウェアの取得原価(無形固定資産)
製品マスター又は購入したソフトウェアの機能の著しい改良を行うための費用	機能の改良・強化を行うために主要なプログラムの過半部分を再制作するような場合、ソフトウェアが動作する環境を変更・追加するために大幅な修正が必要になる場合など、新しいマスターの制作のためのコストとみなされるような費用	研究開発費
ソフトウェアの機能維持に要した費用	バグ取り、ウィルス防止等の修繕・維持・保全のための費用	発生時の費用
製品としてのソフトウェアの制作原価	ソフトウェアの保存媒体のコスト、製品マスターの複写に必要なコンピュータ利用等の経費等、製品としてのソフトウェアの制作原価	製造原価(棚卸資産)

② 原価計算

製品マスターについては、適正な原価計算によってその取得原価を算定する。したがって、材料費、労務費、外注費・減価償却費等の経費を集計する必要がある。

(3) 減価償却

① 減価償却の基本

市場販売目的のソフトウェアに関しては、ソフトウェアの性格に応じて最も合理的と考えられる減価償却の方法を採用する必要がある。合理的な償却方法としては、「見込販売数量に基づく方法」のほか、「見込販売収益に基づく償却方法」も認められる。

毎期の減価償却額は、残存有効期間(販売可能期間)に基づく均等配分額を下回ってはならない。

したがって、毎期の減価償却額は、見込販売数量(又は見込販売収益(以下、「見込販売数量等」という))に基づく償却額と残存有効期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上する。
この場合、当初における残存有効期間の見積りは、原則として3年以内の年数までである。3年を超える年数とするときには、合理的な根拠に基づくことが必要である。

② 見込販売数量(又は見込販売収益)の見直し

無形固定資産として計上したソフトウェアの取得原価を見込販売数量等に基づき減価償却を実施する場合、見込販売数量等は毎期変動する可能性があるため、毎期、翌期以降の見込販売数量等の見直しを行う必要があるか(変更する必要があるか)検討する必要がある。

なお、販売期間の経過に伴い、減価償却を実施した後の未償却残高が翌期以降の見込販売「収益」の額を上回った場合、当該超過額は一時の費用又は損失として処理する。

フロー・チャートを使って学ぶ会計実務【第34回】「ソフトウェア」

(※ソフトウェアに関する全ての論点を取り扱っているわけではありません。)

【STEP4】 自社利用のソフトウェアの会計処理

将来の収益獲得又は費用削減が確実と認められる場合

(1) ソフトウェアの利用により将来の収益獲得又は費用削減が確実であることが認められるか？

将来の収益獲得又は費用削減が確実と認められない場合、又は確実であるかどうか不明な場合

(1) ソフトウェアを無形固定資産に計上する。

(1) ソフトウェアを費用処理する。確実であると認められない場合又は確実であるかどうか不明な場合には、以下の検討は不要である。

(2) ソフトウェアの導入費用

項目	会計処理
購入ソフトウェアの設定等に係る費用	ソフトウェアの取得価額に含める。ただし、重要性が乏しい場合には、費用処理することができる。
ソフトウェアを大幅に変更して自社仕様にするための費用	将来の収益獲得又は費用削減が確実であると認められる場合を除き、研究開発目的のための費用と考えられるため、購入ソフトウェアの価額も含めて費用処理する。将来の収益獲得又は費用削減が確実であると認められる場合には、購入ソフトウェアの価額を含めて当該費用を無形固定資産として計上する
その他の導入費用	原則として発生時の費用として会計処理する。

(3) 減価償却

① 減価償却方法

自社利用のソフトウェアにおいても、その利用の実態に応じて最も合理的と考えられる減価償却の方法を採用すべきである。ただし、一般的には、定額法による償却が合理的である。

② 耐用年数

耐用年数は、ソフトウェアの利用可能期間によるが、原則として5年以内の年数とする。5年を超える年数とするときには、合理的な根拠に基づく必要がある。利用可能期間については、毎期見直しを行う必要がある。

(1) 収益認識に関する注記

受注制作のソフトウェアの場合、以下の収益認識に関する注記を行う。

- ・ 工事契約に係る認識基準
- ・ 決算日における工事進捗度を見積るために用いた方法

(2) 研究開発費の注記

研究開発の規模について企業間の比較可能性を担保するため、一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額を財務諸表に注記する。なお、計算書類では、当該注記は必ずしも求められていない。

(3) ソフトウェアの減価償却の注記

市場販売目的及び自社利用のソフトウェアの減価償却においては、減価償却の方法及び耐用年数を注記する。具体的には、以下の注記を行う。

- ① 市場販売目的のソフトウェアの減価償却方法に関する注記
 - ・ 市場販売目的のソフトウェアに関して採用した減価償却の方法
 - ・ 見込有効期間(年数)
- ② 自社利用のソフトウェアの減価償却方法に関する注記
 - ・ 自社利用のソフトウェアに関して採用した減価償却の方法
 - ・ 見込利用可能期間(年数)

【STEP5】 注記